

財務省第13入札等監視委員会 第2回定例会議の議事概要について

《問い合わせ先》

熊本国税局総務部会計課

代表:096-354-6171

(内線 2081)

平成20年度財務省第13入札等監視委員会第2回定例会議が、平成20年12月12日(金)に熊本合同庁舎管理棟共用第一会議室において開催されましたので、その議事概要について公表いたします。

また、各部局が定例会議へ報告した審議対象期間に係る契約一覧表等について公表いたします。

財務省第13入札等監視委員会
平成20年度 第2回定例会議議事概要

開催日及び場所	平成20年12月12日(金) 熊本合同庁舎管理棟共用第1会議室	
委員	委員	上拂 耕生 (熊本県立大学 総合管理学部 准教授)
	委員	諏佐 マリ (熊本大学 法学部 准教授)
	委員	成瀬 公博 (成瀬法律事務所・弁護士)
審議対象期間	平成20年7月1日(火) ~ 平成20年9月30日(火)	
抽出事案	4件	(備考)
随意契約(物品役務等)	1件	契約件名 : 国有財産に係る鑑定評価業務(熊本県6件) 契約相手方 : 株式会社 三和不動産鑑定所 契約金額 : 九州財務局が定める鑑定報酬額の△16% 契約締結日 : 平成20年9月26日 担当部局 : 九州財務局
競争入札(公共工事)	1件	契約件名 : 三重合同庁舎内部改修工事 契約相手方 : 株式会社 浦松建設 契約金額 : 45,990,000円(税込) 契約締結日 : 平成20年7月4日 担当部局 : 熊本国税局
競争入札(物品役務等)	1件	契約件名 : 沖縄地区税関定期健康診断等の業務委託に係る 単価契約 契約相手方 : 財団法人 沖縄県総合保健協会 契約金額(総額) : 1,760,722円(税込) 契約締結日 : 平成20年7月1日 担当部局 : 沖縄地区税関
競争入札(物品役務等)	1件	契約件名 : 小型乗用自動車(1300ccクラス)7台の購入(交換) 契約相手方 : 日産プリンス沖縄販売 株式会社 契約金額 : 5,835,053円(税込) 契約締結日 : 平成20年8月29日 担当部局 : 沖縄国税事務所
応札(応募)業者数 1 者 関 連	1件	契約件名 : 沖縄地区税関定期健康診断等の業務委託に係る 単価契約 契約相手方 : 財団法人 沖縄県総合保健協会 契約金額(総額) : 1,760,722円(税込) 契約締結日 : 平成20年7月1日 担当部局 : 沖縄地区税関
委員からの意見・質問、それに対する回答等	以下のとおり	
委員会による意見の具申 又は 勧告 の 内容	なし	

意見・質問	回答
<p>【事案1】 「国有財産に係る鑑定評価業務(熊本県6件)」</p> <p>契約相手方：株式会社 三和不動産鑑定所 契約金額：九州財務局が定める鑑定報酬額の△16% 契約締結日：平成20年 9月26日 担当部局：九州財務局</p> <p>鑑定評価業者選定要項に定める審査委員について、メンバーの構成をどのように行うのか定めがあるのか。</p> <p>今後、総合評価方式による一般競争入札を導入するとのことだが、メリットとして実質的にどう変わるのか説明されたい。</p> <p>契約価格欄に、「鑑定報酬額の100マイナス16パーセント」と記載されているが、この意味について説明されたい。</p> <p>審査の方法について、 ①案件ごとに配点割合は変更するのか、 ②実績評価が重要なのか、 ③4名の審査委員の審査結果は、単純平均とするのか、 ④その他の欄で、ドラフトの様式や有益と認められる事項の点数という点について、評価者の主観的な部分は入ると思うが、ある程度経験がある業者が1点しかもらえないドラフトの書き方をするのか疑問である。</p> <p>ドラフト様式というのは、鑑定評価書というドラフトであって、企画全体という意味ではないとの理解でよいか。</p> <p>審査要項で「資料は原則非公開」とあるが、総合評価方式に移行した場合、合計点の部分だけは公表されるとの理解でよいか。仮に非公開だとすると、不服申立て者に対する説明手続き等どうなるのか。</p> <p>「原則非公開」について、世間一般に対してであって、本人からの審査結果に関する資料等の開示が求められた場合、個人情報公開保護制度の本人開示請求の趣旨に照らし、開示するとの理解でよいか。</p>	<p>当局の内部規定で、首席国有財産鑑定官、管財総括課長、統括国有財産管理官、及び会計課長の4名を官職指定している。</p> <p>総合評価方式自体、品質の確保等内容的な充実が図れるものであり、学歴経験者等による客観的な立場からご意見を頂いて、公正な評価につなげていくというメリットがあるものと理解。</p> <p>当局が定めている不動産の評価額に対する鑑定報酬額(報酬額表参照)を100パーセントとし、この額から16パーセント値引きするという意味である。</p> <p>①基本的に変更しない。全国的にも同様の基準と思路。 ②ウェイト的には経済性を追求するという観点から、当然割引率を重視しているが、本件は不動産鑑定という経験と実績が欠かせない業務の委託であるため、それらも重要視した点数配分となっている。 ③各審査員が入れた数値を単純に積み上げる方式としている。 ④ドラフトの件は、主観的な部分は出てこざるを得ないと思う。点数については相対評価によるもの。この分野での登録業者は、国との契約実績等があるので、事実、著しい差は出ていないのではないかと理解。</p> <p>その業者が通常使用している鑑定評価書の様式そのものである。</p> <p>詳細は本省で全国統一的に取り決める施策であり、確たることではないが、先行事例は審査結果はすべてオープンにしているのので、公開することになるものと考えている。</p> <p>国として説明責任はあるので、原則そのようになると理解。</p>
<p>【事案2】 「三重合同庁舎内部改修工事」</p> <p>契約相手方：株式会社 浦松建設 契約金額：45,990,000円(税込) 契約締結日：平成20年7月4日 担当部局：熊本国税局</p> <p>入札説明は、入札に参加した19社すべての会社それぞれに行ったのか。</p> <p>一般競争入札公告の入札保証金に関する事項に、入札保証金は免除するが、落札者が契約を結ばないときは、損害賠償金として入札金額の100分の5を徴収するとあるが、低入札価格調査が始まる前に辞退を行った場合はどうするのか。本件では、その「落札者」になるということか。</p> <p>工事仕様書において、いわゆるグリーン購入法に適合する資材、建設機械、工法又は目的物がある場合は採用することと規定されているが、落札者を決めるに当たって、実際に、グリーン購入法に基づく資材とか工法等を利用した者に対して、どれくらいの考慮が働くのか。</p>	<p>入札説明については、19社個々に資料を提供して説明を行っている。</p> <p>辞退に係る経過を改めて説明すると、最低価格入札者及び次順位者が入札調査基準価格を下回る金額により入札していたため、落札者の決定をいったん留保し、低入札価格調査を実施して判定を行う旨の通知を対象者に行ったところ、調査実施前に、先方から積算に誤りがあったので、入札を撤回・辞退したい旨の申入れがなされた。</p> <p>この段階では、決定を留保していた状態につき、厳密には「落札者」とはなっていないが、このような行為は、入札を混乱させ、公正な取引を阻害することになるため、入札説明時に説明したとおり、「落札者となるべき者」として、その責任を「落札者」同様であるものと契約担当官が判断し、損害賠償金を徴収するに至ったものである。</p> <p>なお、第三順位の者は、調査基準価格を上回っていたため、低入札価格調査することなく「落札者」となり、その者と契約を行っている。</p> <p>入札に当たっては、総額入札方式であるから特段の考慮等は働かない。工事に際しては、事前に図面及び資材等の形式、能力、型番、グリーン購入法適合の有無等の記載がされた承認書の提出を受けている。</p> <p>今回の工事でも、空調機、照明器具等についてグリーン購入法に適合したものを使用している。</p>

意見・質問	回答
<p>【事案3】 「沖縄地区税関定期健康診断等の業務委託に係る単価契約」</p> <p>契約相手方：財団法人 沖縄県総合保健協会 契約金額(総額)：1,760,722円(税込) 契約締結日：平成20年7月1日 担当部局：沖縄地区税関</p> <p>健康診断等の業務委託に際し、検診車を派遣可能なのは3者であったということだが、3者しかないのであれば一般競争入札にこだわることなく随意契約という方法が良かったのではないのか。随意契約はすべて悪として、一般競争入札をすべきなのか。</p> <p>(更問)最近、メタボリック検診とか特定保健指導が推奨されている現状から、健康管理の継続性の面からすると、特定の検診機関と継続して契約できる随意契約の方が良いのではないのか。</p> <p>別紙4、予定表の人数積算について伺いたい。 一点目は、「(1)定期健康診断等実施予定表」の那覇空港税関支署欄に人数の記載がないのはなぜか。 二点目は、「(2)その他定期健康診断等実施予定表」の実施場所はどこか。 三点目は、「(2)その他定期健康診断等実施予定表」の予定人数の積算方法について</p>	<p>会計法の規定では予定価格が少額である場合は随意契約もできるとされているが、政府の方針や国民の目線に立ち説明責任を果たせる契約を実施するという観点から一般競争入札とした。</p> <p>ご指摘のとおり、随意契約の方が事務量も減るし、継続性の面からも有効と思われるが、昨今「無駄ゼロ」が徹底されるなか、税関においてもこれまで年2回実施していた定期健診を人事院規則に則り年1回とした経緯がある。 平成18年度以前は随意契約としていたが、国民への説明責任と公平・公明性を確保し、競争を実施することにより、より安価な者と契約を締結するため一般競争入札としている。</p> <p>一点目の那覇空港税関支署の職員については、食事等の制限があることから本関で受診させており本関の人数に入っている。 二点目の特別検診についても食事等の制限があることから本関受診で積算している。 三点目の予定人数積算については、①の赤痢・虫卵検査は、配膳業務を行う寮務員について年2回として積算している。②の便潜血反応検査は総合検診いわゆる人間ドック未受診者を対象としており、人事院規則で定められた職員への検査である。③の喀痰検査についても人事院規則に定められた喫煙指数600以上の職員を積算している。④の女子ガン検診及び⑤骨粗鬆症検査については、女子職員を対象に希望調査を実施した結果の積算となっている。⑤のアスベスト検診については、実績はないが発生した際、スムーズに検診が実施できるように積算している。</p>
<p>【事案4】 「小型乗用自動車(1300ccクラス)7台の購入(交換)」</p> <p>契約相手方：日産プリンス沖縄販売 株式会社 契約金額：5,835,053円(税込) 契約締結日：平成20年8月29日 担当部局：沖縄国税事務所</p> <p>総合評価方式について、今回の案件は委員等の構成はどうなっているのか。</p> <p>環境性能の点でいけば、燃費が一番いいのは「マツダ デミオ」だが、結果として落札者は「日産プリンス マーチ」になっている。総合評価の計算によるものと思うが、計算方法は、どういう合理性に基づいて行っているのか。</p> <p>1300ccクラスの小型車を購入した理由は、また、官用車は何台保有しているか。</p> <p>自動車は燃費だけではなく、安全性も重要と考えるが。</p>	<p>自動車の環境性能評価は燃費のみで、人による評価はない。事前に各社に性能証明書を出していただき、燃費の測定方法である「JC08モード」により計算を行い、環境性能評価を行う。</p> <p>環境性能に対する得点は、入札の対象となる自動車の燃費基準値(国等による環境物品等の調達に関する法律に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針に規定する自動車の燃費基準値)を示し、この要求要件を満たしているものには標準点として一律100点を与えている。 なお、加算点として当該契約に係る仕様を満たすと考えられる自動車の中で最も環境性能が高い自動車の燃費値(今回の契約では、マツダ デミオになる。)を燃費基準値で除して1を引いた値が1未満であるため、標準点の2分の1(50点)未満の範囲内(今回の契約では35点)で適切に定めている。 加算点については、低く設定した場合は価格重視となり、高く設定した場合は環境重視となるためバランスをとって設定している。 また、価格及び環境性能に係る総合評価は、入札者の申し込みに係る環境性能の評価に係る得点の合計を当該入札者の入札価格に対する得点で除して得た数値をもって行った。その結果、日産プリンス マーチが落札者となった。</p> <p>現在、国税事務所管内で保有している官用車は約90台で、1300ccクラスの官用車が約8割を占めている。官用車は、通常、税務調査及び滞納処分の業務で使用するので経済性を考慮して1300ccクラスの小型車を購入している。 また、自動車重量税が37,800円で予算化されており、この範囲内という制限を受けている。</p> <p>安全性は仕様書において、エアバック、アンチロックブレーキシステム(ABS)などを基本装備として求めており、十分と考えている。</p>